

# ◆新市建設計画の策定に向けた検討状況について

新市建設計画は、合併特例法に基づいて合併協議会が策定する計画で、合併後に誕生する新市のマスタープランとしての役割を果たします。合併に関するさまざまな財政措置は、原則として新市建設計画に基づいて講じられることになっています。

## 新市建設計画の構成 (素案)

### 《総論部分》・・・第1回協議会から検討に着手

#### 1. 序論

(1) 合併の必要性 (2) 計画策定の方針 (P8参照)

#### 2. 地域の概況 (1市2町のすがた) (P9参照)

#### 3. 主要指標の見通し (P10参照)

#### 4. まちづくりの基本的な考え方 (P11～P14参照)

(1) まちづくりの基本理念 (4) まちづくりに向けた取組 (施策の大綱)  
(2) まちづくりの基本方向 (5) 土地利用方針 (ゾーニング)  
(3) 新市の将来像

### 《各論部分》・・・住民懇談会を踏まえ、10月から検討に着手

#### 5. 新市の施策

施策の大綱の分野別に主要事業等を示します。

#### 6. 新市における愛知県事業の推進

主要事業等のうち、愛知県が事業主体となる事業を再掲します。

#### 7. 公共的施設等のあり方

現行の1市2町の公共的施設等の統合整備に関する基本的な方針を示します。

#### 8. 財政計画

計画期間 (平成26年度まで) を対象に、計画に盛り込まれた施策や合併協定項目に関する協議の結果を反映させた財政計画を示します。

## 計画策定の方針 (素案)

### ア. 計画策定の根拠及び内容

- ・稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく市町村建設計画 (新市建設計画) を策定するものとします。
- ・新市建設計画においては、新市のまちづくりの基本方針を定めるとともに、新市及び愛知県が実施するまちづくりの根幹となるべき主要事業や特徴的な事業等の施策を掲載します。
- ・新市建設計画においては、公共的施設等の統合整備に関する基本的な方針を明らかにするものとします。
- ・新市建設計画には、計画期間を対象とする財政計画を盛り込むこととします。

### イ. 計画の期間

- ・新市建設計画の計画期間は、合併年度及びこれに続く10年度間とします。  
※17.3.1合併の場合には、平成16年度 (3月以降) ～26年度

### ウ. 計画の対象地域

- ・新市建設計画の対象地域は、1市2町の全域とします。

### エ. 計画策定に当たっての留意事項

- ・1市2町が進めているまちづくりの方向性を可能な限り尊重するとともに、各地域の持つ自然、歴史、文化等の特徴を活かし、1市2町全体の住民福祉と活力の向上をめざします。
- ・新市の均衡ある発展をめざすものであることとします。
- ・新市民の交流・連携が進められるよう十分に配慮し、新市の一体性の速やかな確立をめざします。
- ・新市建設計画には新市のまちづくりにおいて真に必要な事業等を位置づけることとするなど、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画づくりをめざします。

### オ. 新市総合計画との関係

- ・新市建設計画は、その性格上、新市の全分野にわたる個別の施策を網羅するものではありません。  
新市において取り組まれる新市全体を対象とする総合計画の策定に当たっては、新市の行政全般にわたる施策について、新市建設計画の趣旨・内容に添いながら、審議・検討されることが必要です。

